

競争参加者の資格に関する公示

令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年7月28日

支出負担行為担当官
水産庁長官 藤田 仁司

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、糸満地区特定漁港漁場整備事業における岸壁・泊地整備に係る事業効果について、複数の便益による費用対効果の分析を実施することや、事業費の縮減に向けた検討を実施することで、当該事業の事業実施に必要な基礎資料とすることを目的とする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月27日までを予定している。

2 申請の時期

令和7年7月28日から令和7年8月15日までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）10時00分から17時00分までと令和7年8月18日10時00分から15時00分まで（ただし、12時00分から13時00分までの間を除く）。

なお、令和7年8月19日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、令和7年7月28日から令和7年9月24日までの毎日（休日を除く。）10時00分から17時00分までと令和7年9月25日10時00分から12時00分まで（ただし、12時00分から13時00分までの間を除く）。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁漁港漁場整備部事業課（TEL 自動音声番号（03-3502-8181）にダイヤル（80028）をプッシュ）（メール gen_sasaki290@maff.go.jp）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務設計共同体協定書の写しを添付し、電子メール等により提出すること。提出場所は上記（1）に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 農林水産本省における令和7・8年度「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）

参加資格において「A等級」又は「B等級」の認定を受けていること。

③ 水産庁長官から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 競争参加者の資格に関する公示(令和7年3月31日付け農林水産省大臣官房参事官(経理))に示す、「4 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、申請書の交付を受ける際に示された「令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

上記4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、上記4(1)②の認定を受けていない構成員が上記4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格確認通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了するまでの日とする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「令和7年度糸満地区費用対効果分析検討業務△△・××設計共同体」とする。